

社会福祉法人豊資会
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊資会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等に対して、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会、評議員会及び監事監査に出席したときは、別記1に定める額を支払うものとする。

2 費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(公表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

別記1

役員及び評議員の費用弁償

理事会、評議員会及び監事監査出席の都度、1人一律2,000円